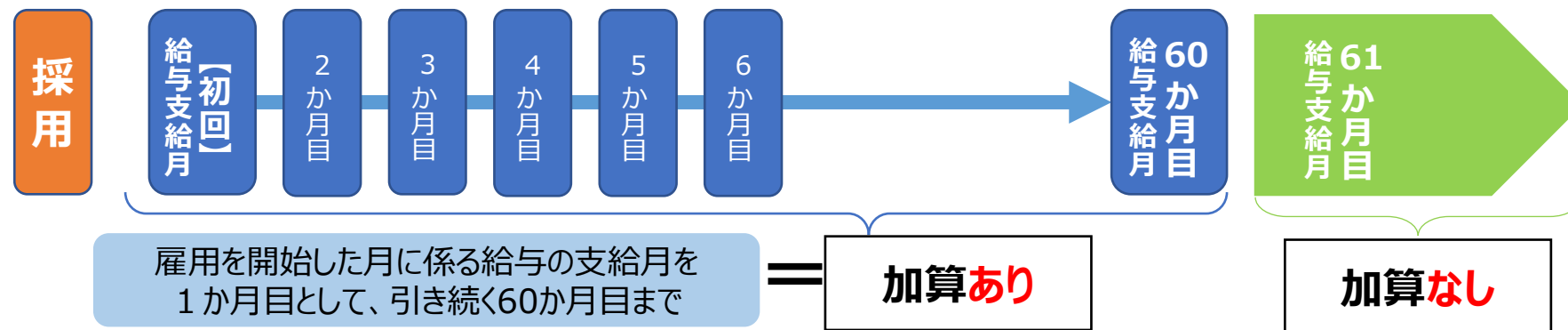


# 【法人勤続1～5年目（60か月）の考え方】

加算の対象となる同一法人内での勤続年数1～5年目（60か月）については、給与の支給月でカウントします。



例1 7月採用で、初回の支給月が8月の場合

2019年				2024年							
7月	8月	9月	10月	...	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
採用	1年目			...	5年目				6年目		
	1か月	2か月	3か月	...	57か月	58か月	59か月	60か月	61か月	62か月	63か月

追加支給期間 → 
 追加支給対象外

**ポイント**  
勤続月数は初回給与支給月からカウントします

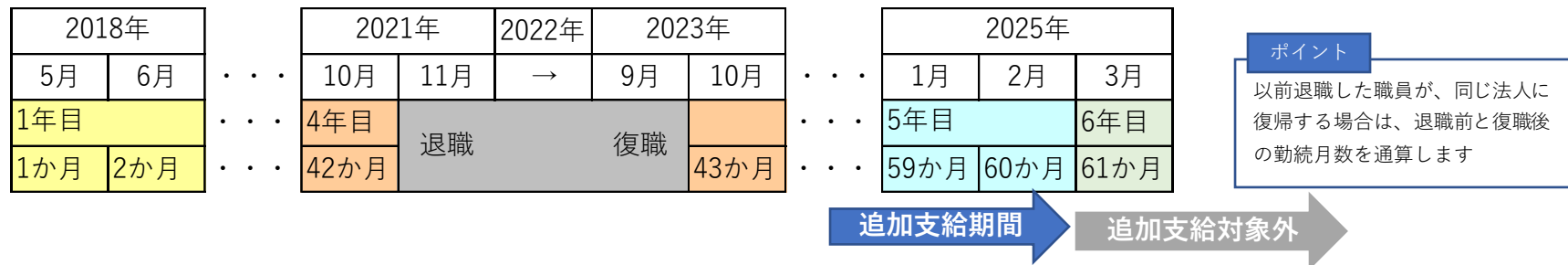
例2 育児休業を取得した場合

2020年		2021年		2022年	2023年		2025年				
3月	4月	...	9月	10月	→	8月	9月	...	1月	2月	3月
1年目		...	2年目		育児休業	4年目		...	5年目		6年目
1か月	2か月	...	19か月	43か月		...	59か月	60か月	61か月		

追加支給期間 → 
 追加支給対象外

**ポイント**  
育児休業取得期間は勤続月数に含めます

例3 一度退職した後、同法人に復職（再就職）した場合



例4 対象外職種での採用の後、対象職種へ転職があった場合（給与は翌月支給の場合）

